

■議案第74号 平成23年度 十和複合施設建設工事（建築主体）請負契約の一部 を変更する契約の締結について

【要旨】

平成24年1月20日に議会の議決を受けた「平成23年度 十和複合施設建設工事（建築主体）」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

工事請負契約の変更契約締結内容（建築主体）

工 事 名	平成23年度 十和複合施設建設工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 十川 地内
契 約 の 金 額	271,950,000円（内消費税12,950,000円）
変更契約金額	299,703,600円（内消費税14,271,600円）
増 減 額	27,753,600円（内消費税 1,321,600円）
契約の相手方	田邊・芝特定建設工事共同企業体 代表者住所 四万十町大正230番地8 代表者氏名 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 聖
当 初 工 法	用地北側 : 開発センター取壊し時に設置した親杭横矢板を利用する法付オープンカット工法 用地東西面: アースオーガ併用工法による親杭横矢板の設置 北側階段棟: 鉄筋コンクリート造
変 更 工 法	用地北側 : ダウンザホール工法により、新たに親杭横矢板17本を設置 用地東西面: アースオーガ併用工法及びダウンザホール工法による親杭横矢板の設置 北側階段棟: 鉄骨造

【変更理由及び変更内容】

工事施工前に安全確認のため追加の地質調査を行ったところ、用地北側石積み擁壁が、岩盤ではなく砂礫層の上に積まれていることや、請負契約以前に実施した地質調査の結果では判明していなかった浅い位置に岩盤があることが判り、岩掘削が可能で石積み擁壁のズレ・崩壊に対して、より安全な土留め工法が必要となった。

そのため、用地北側に新しく親杭横矢板を設置し、用地東西面には、アースオーガ併用工法での親杭横矢板の設置から、岩掘削が可能なダウンザホール工法での親杭横矢板の設置が必要となり、今回請負契約の変更を行うものです。

※砂礫層（されきそう）＝砂や礫（＝小石）などの粗粒の砂屑物がまとまって堆積したもの。